

英国データ保護機関（ICO）との協力覚書の締結について

令和 5 年 10 月 11 日
個人情報保護委員会

1. 背景

国境を越えた個人データの流通が増大する中、国境を越えた執行協力体制の構築のため、当委員会は、海外のデータ保護機関との協力関係の強化を図っているところ。特に、英国のデータ保護機関である情報コミッショナーオフィス（Information Commissioner's Office : ICO）とは、二国間協力の枠組みに基づき、定期的な情報共有や意見交換を実施するなど、緊密な協力関係を築いてきている。

2. 覚書の概要

この度、当委員会は、英国 ICO との間で、執行協力に関する協力覚書（Memorandum of Cooperation : MOC）を締結することになった。この MOC は、日英両機関が、個人データの保護に関する法令の執行において、相互に支援するため、特定の事案に関する情報交換を促進するほか、双方のプラクティスやガイダンスを含む法執行に有益な情報共有を推進するとともに、既存の両機関の協力関係の下における取組みを一層強化することを目的としている。MOC の本文は、別添のとおり。

3. 覚書締結の意義

本 MOC は、当委員会にとっては、海外のデータ保護機関との間で締結する初の二国間協力覚書となる。また、当委員会が議長国として主催した、本年 6 月の G7 データ保護・プライバシー機関（DPA）ラウンドテーブル会合で採択された「G7 DPA 行動計画」における「G7 DPA 間の新たな了解覚書（MoU）又は協力覚書（MoC）の締結に向けた作業を検討すること」（パラグラフ 29(ii)）に基づく具体的実施例として位置付けられる。

MOC 締結により、国際執行能力の強化が図られるとともに、日英両機関の協力関係の一層の強化に繋がることが期待される。

4. 署名の段取り

MOC の署名は、本年 10 月にバミューダで開催される第 45 回世界プライバシー会議（GPA）年次会合の機会を捉えて実施予定。

(1) 署名日 令和 5 年 10 月 17 日

(2) 署名者・署名交換者

- ・ 日本（PPC）：丹野委員長（署名者） 浅井委員（署名交換者）
- ・ 英国（ICO）：John Edwards 委員長（署名者）

（以上）